

令和4年度における県発注工事の前払金の使途拡大について

1 特例措置の内容

県発注工事に係る前払金の使途を、前払金額の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大することとします。

2 対象となる前払金

平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和4年5月1日から令和5年3月31日までに払出しが行われるものが対象となります。

3 建設工事請負契約約款の改正内容

建設工事請負契約約款第38条ただし書中、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めます。

4 施行期日

令和4年5月1日

5 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日から令和4年4月30日までに、既に請負契約を締結した工事であって、令和4年5月1日から令和5年3月31日までに払出しが行われる前払金があるものについては、発注者と受注者間で協議の上、令和4年5月1日以降に当該請負契約を変更することで、この特例措置を適用することができます。

なお、この場合は、別添変更契約書の作成例を参考に契約を変更するものとします。